浄化槽をお使いの皆さまへ

埼玉県知事 大野 元裕 〇 ○ 市 長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)

埼玉県と○○市からの重要なお知らせ (定期検査の受検について)

浄化槽は、水を浄化する機能が正常に維持できているかを確認するため、<u>毎年1回必ず定期検査を受ける</u>ことが法律で義務付けられています。定期検査の重要性や手続きの方法等を皆様にお伝えするため、県と○から通知をお送りするものです。

1 定期検査とは

浄化槽を使用している方は、浄化槽の「保守点検」(年3~4回)と汚泥をくみ取る「清掃」(年1回)のほか、浄化槽の機能や排水の状況を検査する「定期検査」(毎年1回)の受検が法律で義務付けられています。

定期検査を受検しないと、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけたり、汚水がそのまま流れて川などを汚してしまうといったことがあります。このため、正当な理由がなく受検しない場合は行政による指導の対象となります。

保守点検や清掃を行っている方も受検は必要です。必ず受検いただきますようお願いいたします。

2 受検申込

定期検査は、埼玉県が指定した「一般社団法人埼玉県○○協会」が行います。 受検申込は、同封している<u>「浄化槽法定検査のご案内」のはがき</u>に必要事項を記入いた だき投函いただくか、申込用 Web サイトからお申し込みください。

【申込用 Web サイト】

https://000

検査手数料は、5,000円(家庭用10人槽以下)です。 受検申込が確認できない場合は、再度、通知させていただきます。

3 この通知に関するお問合せ

既に定期検査をお申し込み済など、この通知に関してご不明な点がある場合は、以下のお問合せ先に御連絡ください。

【この通知に関するお問合せ先】

TEL: 048-577-5431

※ 埼玉県からこの業務の委託を受けている一般社団法人埼玉県浄化槽協会の 浄化槽定期検査コールセンターにつながります。

- ※ 定期検査の必要性や検査申込方法等について専門のスタッフがお答えします
- ※ 音声ガイダンスで市町の番号案内が流れます
 - (○○市は「 」の次に「 」を押下してください)
- ※ 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)
- ※ 開設期間 令和7年12月5日(金)まで

なおこの通知は、<u>今和〇年〇月〇日時点で過去〇年間の受検された記録のない方</u>にお送りしています。

【県担当課】

埼玉県環境部水環境課浄化槽・豊かな川づくり担当 電話 048-830-3083

【〇担当課】

○○市○○課 電話